

大阪府監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年5月27日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	西野	修平
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗

委員意見に対する措置

（所蔵美術作品の管理体制について）

監査対象機関名	大阪府府民文化部（都市魅力創造局文化課）	
監査実施年月日	平成22年7月7日から平成22年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>都市魅力創造局文化課所蔵の美術作品（以下「作品」という。）については、データベースの登録内容を十分に検証していないためデータベース上で作品ごとに割り振られた作品ID番号では保管場所・位置を特定することができず、円滑にデータベース上の作品と現物とを確認できる状況にないものが見受けられるなど、管理体制が不十分であった。</p> <p>作品の保管状況も、評価額の多寡や重要性にかかわらず、材質、大きさ等ごとに作品を保管し、保管場所によっては温度・湿度の影響を受けやすい絵画等も空調機で調整することなく常温・常湿で保管している。</p>	<p>備品出納簿とデータベース、所蔵美術作品の照合作業を実施し、相違点を把握した。その後、当該相違点の原因を分析・特定し、その結果に基づき、備品出納簿及び作品データベースの修正作業を実施し、平成28年3月28日に完了した。</p> <p>また作品の保管・管理については、絵画など平面の作品については、温度・湿度管理を行うことができる江之子島文化芸術創造センターの収蔵庫に保管し、立体造形作品については、金属でできているものが多く、絵画に比べ、温度・湿度管理の必要性が緩やかであることから、保管場所を咲州庁舎とし、適正な管理体制を整えた。</p> <p>今後とも適切な管理体制を維持していく。</p>

<p>今後、データベースの登録内容を検証し、全ての作品の現物と照合した上で、円滑に現物確認ができ、作品の評価額や重要性に見合った保管・管理を行なうなど、適切な管理体制を整えられたい。</p>	
---	--

指摘事項に対する措置

(備品出納簿の管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府府民文化部（都市魅力創造局文化課）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年7月7日から平成22年8月25日まで</p>	
	<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>備品出納簿とデータベースの数量、金額が一致しておらず、所蔵美術作品の現物とも照合できていなかった。 平成23年度から試行運用する新公会計制度の財務諸表に正しく反映できるよう、備品出納簿を適正に管理する必要がある。</p>		<p>備品出納簿とデータベース、所蔵美術作品の照合作業を実施し、相違点を把握した。その後、当該相違点の原因を分析・特定し、その結果に基づき、備品出納簿及び作品データベースの修正作業を実施し、平成28年3月28日に完了した。</p>